

著作物と著作者

著作物

● 著作物の例示

言語	講演、座談会等での発言、論文、レポート、作文、新聞・雑誌の記事、小説、随筆、散文、詩、短歌、俳句、脚本、台本 など
音楽	楽曲、歌詞 など
舞踏	舞踊の振付け、パントマイムの振付け など
美術	絵画、彫刻、版画、書、マンガ、舞台装置 など
建築	芸術的建築物（一般の家やビルは含まれない）
図形	地図、設計図、画面、図表、グラフ、数表、分析表、立体模型、地球儀 など
映画	映画フィルム、ビデオテープ、CD-ROM、DVD、コンピュータやゲームメモリーなどに「固定（録画）」されている「動く映像」
写真	写真 など
プログラム	コンピュータ・プログラム

● 二次的著作物

既存の著作物を原作として加工することで創られる新たな著作物

翻訳	別の言語に置き換えること
編曲	音楽をアレンジすること
変形	絵画を彫刻にすること（またはその逆）、写真を絵画にすることなど
脚色	小説を脚本にすることなど
翻案	小説やマンガなどを映画にすること、子供向けに書き換えること、要約することなど

● 編集著作物

既存の「著作物」や「データ」（著作物でない単なる数値や情報など）を「部品」として、これらを「創作的に編集」すること（「部品」を「その人なりの創意」によって「選択」・「配列」すること）によって創られる新たな著作物（百科事典、新聞・雑誌、法令集、単語集、職業別電話帳など）

● データベース

編集著作物と同様のものであって、コンピュータで検索できるもの。CD-ROM やコンピュータのメモリ内などに記憶されている百科事典、法令集、辞典、職業別電話帳、データ集など。いわゆる「マルチメディア」の多くはこれに該当する。

● 共同著作物

二人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう（著作権法第二条十二）。「オバケのQ太郎（藤子不二雄著）」がその例。座談会や対談などは物理的に分離可能だが、個別に利用することはできないので共同著作物である。「小説と挿絵」や、「楽曲と詩歌」は分離可能なので結合著作物と呼ばれる。

「思想・表現二分論 (idea-expression dichotomy)」

太枠の中が著作物の対象である。

	思想・感情	思想・感情ではない
表現したもの	文芸、学術、美術、音楽、舞踏、建築物、 映画、写真、プログラムなど (映画を除き固定不要)	スポーツ、契約書案等、雑事・時報の報道、 単なる事実の集積**
表現していないもの	アイデア、人の心、技術的思想*	ゲームやスポーツのルール、単なる事実

技術的思想*…特許権や実用新案権による保護の対象としている

単なる事実の集積**…資金や労力を投じて収集したデータのフリーライドは不正競争防止法違反になりうる

著作物性の事例

中学校校舎設計を模倣 原告の訴え、東京高裁が棄却 /長野

中学校校舎の設計を無断で模倣し、著作権を侵害したとして、小諸市内の設計会社が設計監理共同企業体(JV)を相手取り、設計図の使用差し止めなどを求めていた訴訟で、東京高裁(山下和明裁判長)は22日まで原告の控訴を棄却した。昨年12月の1審判決(地裁佐久支部)でも原告の訴えは退けられている。

訴訟は、小諸市の市立小諸東中を設計したJVの一員、青建設計(大森正文社長)が、同市立芦原中の設計コンペで当選したJV(布矢建築事務所など3社)を訴えたもの。原告側は、芦原中の設計について、小諸東中の設計図を東西逆さにして模倣したもので、著作権の侵害にあたる、と主張していた。

控訴審判決では、両校の設計図について、校舎の長さや幅、教室の配置など「多数の個所で相違しており、全体として表現が相違していることは一目瞭然(りょうぜん)」として、原告側の訴えを退けた。

今回は、学校など実用的建物の設計について著作権を争ったものとして注目されたが、山下裁判長は、設計者の創作性が限られる建物の設計について、著作権の保護される範囲は「完全な写しを許さないという程度にとどまる」との判断も示した。

(朝日新聞/2001年8月23日 朝刊)

著作者の事例

人気アイドルグループ「SMAP大研究」 著作権侵害で出版差し止め

雑誌に掲載された人気アイドルグループ「SMAP」のインタビュー記事を組み合わせで作った単行本『SMAP大研究』をめぐり、著作権を侵害されたとしてSMAPのメンバーら六人と雑誌を出版した「主婦と生活社」など四社が、単行本を発行した鹿砦社と同社社長を相手に、本の出版差し止めと損害賠償を求めた訴訟の判決が二十九日、東京地裁であった。三村量一裁判長は「問題とされた本の中には、雑誌に掲載された記事と表現形式が実質的に同じ内容のものがあり、出版社の著作権を侵害した」と述べて、出版差し止めを認めて、総額約四百六十万円を出版社四社に支払うよう命じた。

一方で判決は、SMAPのメンバーらの著作権侵害の主張について、「雑誌に掲載されたインタビューは出版社が企画に沿った記事を作成するための素材収集のために行われたに過ぎず、原告らが記事の著作者とは言えない」と述べて退けた。

(朝日新聞/1998年10月30日 朝刊)

著作権 (財産権) と著作者人格権

1 著作権 (財産権) 一覧

著作権 (支分権) = 権利の束

複製権 (21条)	著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。 複製：印刷、撮影、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製すること。 演劇用の脚本などを上演、放送、録音、録画すること。 設計図に従って建築すること。
-----------	---

→ 方法に関係なく、複製物に注目している

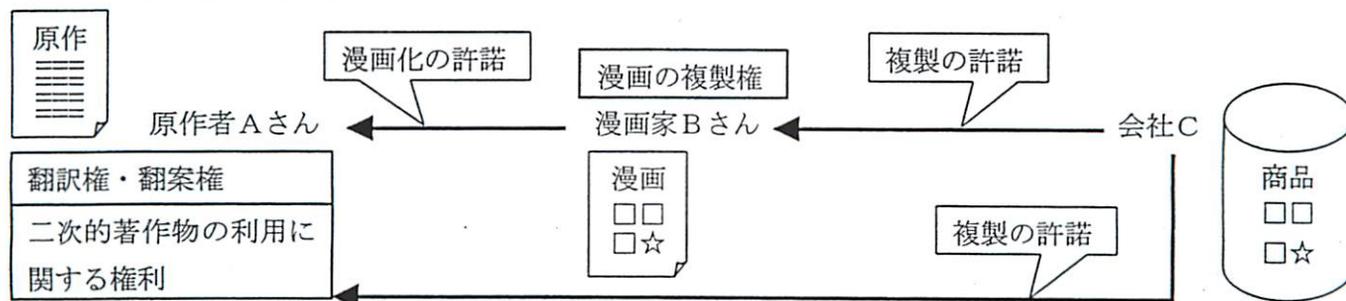
上演権・演奏権 (22条)	著作者は、その著作物を、公に上演し、又は演奏する権利を専有する。 公に：公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として
上映権 (22条の2)	著作者は、その著作物を公に上映する権利を専有する。
公衆送信権等 (23条)	著作者は、その著作物について、公衆送信、自動公衆送信 (送信可能化を含む)、公衆送信された著作物を公に伝達する権利を専有する。
口述権 (24条)	著作者は、その言語の著作物を公に口述する権利を専有する。
展示権 (25条)	著作者は、その美術の著作物又は <u>まだ発行されていない</u> 写真の著作物をこれらの原作品により公衆に展示する権利を専有する。
頒布権 (26条)	著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。
譲渡権 (26条の2)	著作者は、 <u>映画以外の著作物</u> をその原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。(一旦適法に譲渡された著作物のその後の譲渡には、譲渡権が及ばない)
貸与権 (26条の3)	著作者は、 <u>映画以外の著作物</u> をその複製物の貸与により公衆に提供する権利を専有する。

→ 複製方法に注目している (蝸足配線状態!?)

翻訳権・翻案権等 (27条)	著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。
二次的著作物の利用に関する権利 (28条)	二次的著作物の <u>原著作物の著作者</u> は、二次的著作物の利用に関し、二次的著作物の著作者が有するものと「同一の種類の権利」を専有する。

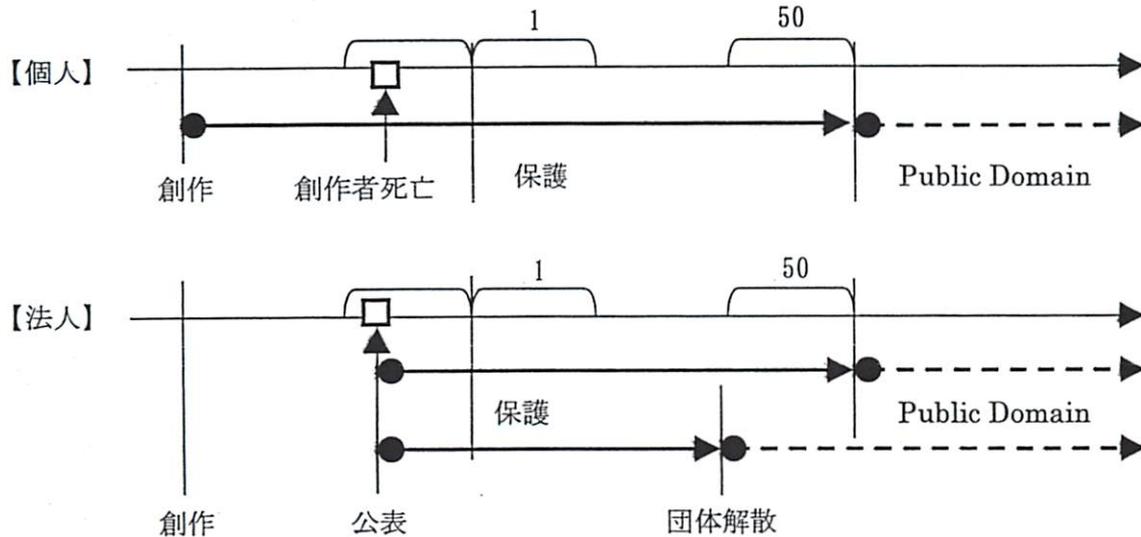
→ 二次的著作物 (新たな著作物) を創作すること + 二次的著作物の取り扱い

【「二次的著作物の利用に関する権利」のイメージ】



→ 「改作のインセンティブ」と「全く新しい創作のインセンティブ」のバランスは・・・?

2 著作権保護期間の算定 (暦年主義)



3 著作者人格権の例外

1. 公表権における同意の推定

- ◆著作物を譲渡したとき
- ◆映画の著作権が映画制作者に帰属するような映画制作に参加したとき

2. 氏名表示権の例外

- ◆別段の意思表示がない場合、従来の表示を変えない範囲で氏名表示ができる
- ◆著作者の利益を害する恐れがない場合、氏名表示を省略できる

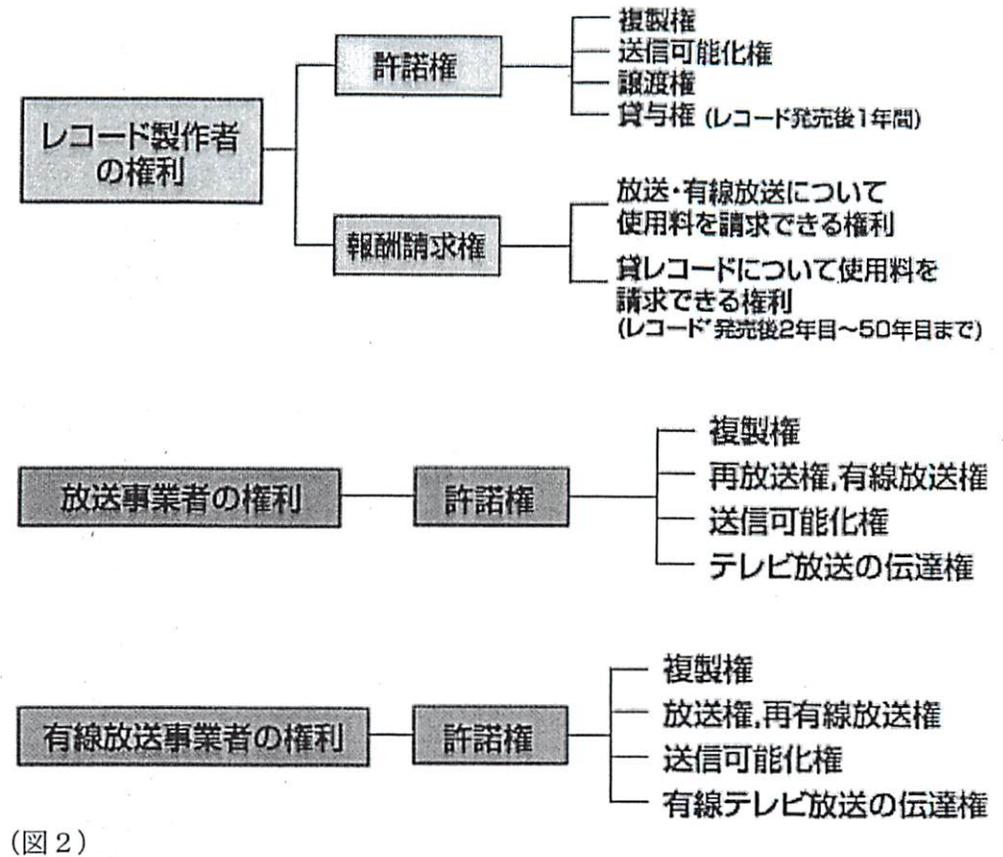
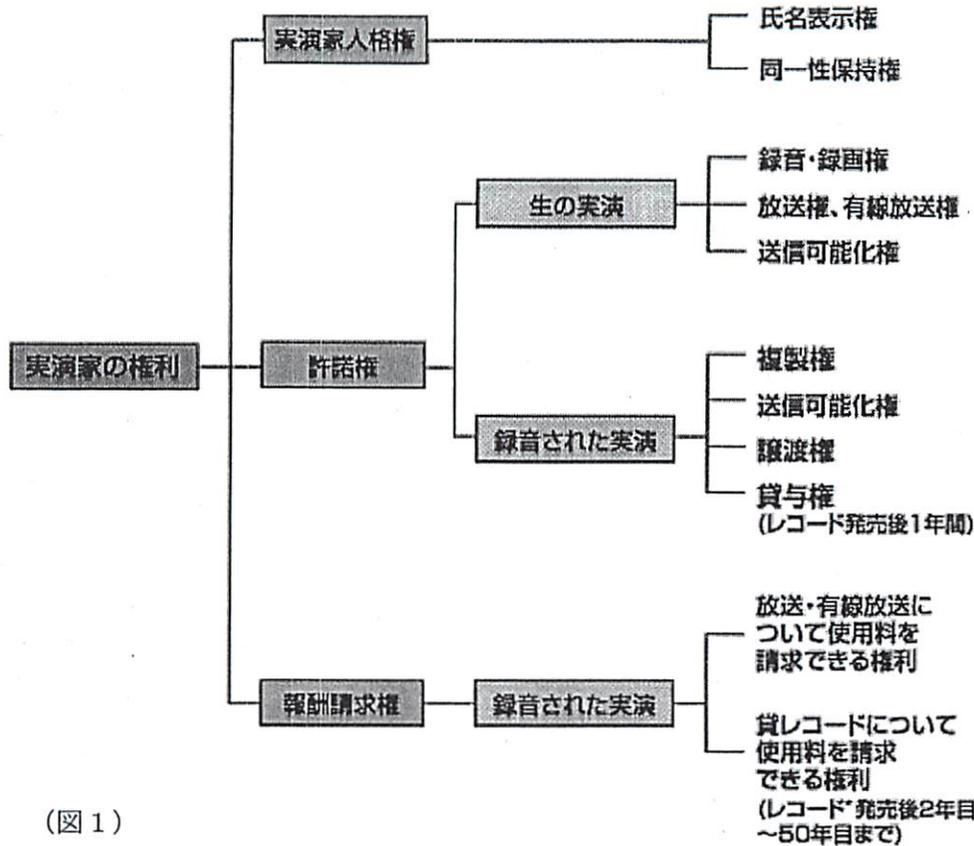
3. 同一性保持権の例外

- ◆学校教育上やむをえない改変
- ◆建築物の増改築、修繕、模様替え
- ◆プログラムのデバッグやバージョンアップなど
- ◆やむをえない改変 (そのケースで判断)

補足

- A. 共同著作物の場合は共同著作者全員が著作者人格権を持つ (映画は例外)
 → 共同著作者はその共同著作物を各自で利用できる (嫌がらせなどで利用を妨げてはいけない)
- B. 名誉・声望を害する方法での利用は著作者人格権の侵害とみなす
 → 批評や批判といった程度では侵害とみなさないようである
- C. 職務著作の著作者人格権は法人が持っている
 → 社員が著作者人格権を持っていると、使用者である法人が自由に改変できないから、法人に著作者人格権を持たせるという「消極的」な意味合であろう。つまり、防衛的な意味合いが強い。
- D. 著作者の死後において、公に提供・提示する場合、著作者の意を害さない程度の行為は著作者人格権の侵害とはならない (行為の性質、程度、社会的事情などを考慮する)。遺族は差止請求権と名誉回復措置の請求権をもつ。
- E. ペンネームや匿名で著作物を創作しても、文化庁で実名の登録ができる。著作物の著作権 (財産権) を有していてもいなくてもよい。

著作権—著作隣接権



(図1)

(図2)

1. 公表権はない (実演は公表で成立/利用・流通重視)
2. 氏名表示は省略可 (人格権を害さない&公正な慣行)
3. 許諾権・・・他人が利用することを許諾または禁止できる権利
4. 報酬請求権・・・他人が利用したときに使用料を請求できる権利
5. 送信可能化権・・・送信可能状態にする権利 (送信行為ではない)
 (サーバーにアップロードしただけでも、送信可能化状態である)
6. 「共同実演」という考え方はしないとしている (利用・流通重視)

〔 図1、図2、表 … 著作権/著作権の許諾 (2005/05/06)
http://sweb.nctd.go.jp/senmon/shiryo/jyoho/html/12/12_31.html 〕

	保護の始まり	保護の終わり
実演	その実演を行ったとき	実演後50年
レコード	その音を最初に固定(録音)したとき	発行(発売)後50年 (発行されなかったときは、 固定(録音)後50年)
放送	その放送を行ったとき	放送後50年
有線放送	その有線放送を行ったとき	有線放送後50年

(表)